平成２２年（フ）第１３４号
三重県伊勢市前山町415番地３
破産者　羽根　美晴
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１６４９号
広島市西区庚午中２丁目14番35号
破産者　株式会社ｉＲＨＤ
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０２７号
広島市中区榎町12番９号
破産者　被相続人中村絹子相続財産
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２４号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目11番14号
破産者　有限会社キリマ
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
秋田市外旭川字待合28番地
破産者　共栄水産株式会社
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０８号
秋田市雄和女米木字川崎33番地
破産者　株式会社高兵組
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９２号
秋田市八橋大畑２丁目12番１号　トーカンマンション八橋プラザ603号
破産者　株式会社北都冷熱
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６０９号
神奈川県藤沢市天神町３丁目20番地３
破産者　有限会社美ホーム
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４０号
石川県石川郡野々市町二日市１丁目70番地
破産者　有限会社小松鋲金
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５２７号
京都府八幡市戸津蜻蛉尻10番地１
破産者　エムトラスト株式会社
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２７号
京都市下京区中堂寺粟田町93番地ＫＲＰ６号館
破産者　イーメディカルシステム株式会社
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８７号
京都市上京区智恵光院通丸太町下る主税町1228番地
破産者　染色クリニック有限会社雅
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６０号
京都市上京区笹屋町通千本東入笹屋町３丁目635番地
破産者　有限会社ワイエスピー
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
岡山県総社市門田372―１、商業登記簿上の本店所在地岡山県総社市宍粟527番地
破産者　有限会社協和製箸工場
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
徳島市新浜本町２丁目３番63号
破産者　阿波エンジニアリング株式会社
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６０号
徳島県小松島市金磯町８番90号
破産者　阿波精密工業株式会社
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４４号
香川県さぬき市寒川町石田西1350番地５
破産者　株式会社エイシンコーポレーション
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２０１号
愛媛県松山市勝岡町1270番地１
破産者　有限会社スリーキッズ
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１７６号
沖縄県宜野湾市嘉数１丁目３番12号
破産者　宮田　雅昭
１　決定年月日　平成23年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３４７号
鹿児島県鹿児島市東開町３番99号
破産者　株式会社朝日産業
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２３５４号
愛知県尾張旭市白鳳町２丁目24番地　アイ旭402号
破産者　飯吉　信次
１　決定年月日　平成23年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部